

秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準についての一部改正 新旧対照表

新						旧																																																																																																																													
秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準について <u>(令和7年12月18日入札審査委員会承認)</u>						秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準について <u>(令和7年4月14日入札審査委員会承認)</u>																																																																																																																													
2 上記要綱の運用基準						2 上記要綱の運用基準																																																																																																																													
秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第4条第2項及び第7条第2項に規定する運用基準については、県内建設業を取り巻く社会情勢を考慮して、当分の間、原則として次のとおりとする。						秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第4条第2項及び第7条第2項に規定する運用基準については、県内建設業を取り巻く社会情勢を考慮して、当分の間、原則として次のとおりとする。																																																																																																																													
(1) 工種及び工事費（第4条第2項関係）						(1) 工種及び工事費（第4条第2項関係）																																																																																																																													
技術的難易度にかかわらず、次の工事については原則として特定建設業共同企業体へ発注するものとする。						技術的難易度にかかわらず、次の工事については原則として特定建設業共同企業体へ発注するものとする。																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>格付工種</th><th>発注工事種別</th><th>工事費</th><th>格付工種</th><th>発注工事種別</th><th>工事費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般土木</td><td>一般土木工事</td><td>1.5億円以上</td><td>鋼構造物</td><td>鋼橋工事（上部工）</td><td>2億円以上</td></tr> <tr> <td></td><td>港湾・漁港・海岸工事</td><td></td><td>舗装</td><td>舗装工事</td><td>1.5億円以上</td></tr> <tr> <td></td><td>トンネル工事</td><td>4億円以上</td><td>電気通信</td><td>下水道電気通信工事</td><td>1億円以上</td></tr> <tr> <td></td><td>P C 橋工事（上部工）</td><td>3億円以上</td><td>造園</td><td>造園工事</td><td>1億円以上</td></tr> <tr> <td>法面</td><td>法面工事</td><td>1億円以上</td><td>さく井</td><td>さく井工事</td><td>1億円以上</td></tr> <tr> <td>建築一式</td><td>建築一式工事</td><td>3億円以上</td><td>水道施設</td><td>下水道機械工事</td><td>1億円以上</td></tr> <tr> <td>電気</td><td>トンネル・下水道電気工事</td><td>1億円以上</td><td>解体</td><td>土木工作物解体工事</td><td>4億円以上</td></tr> <tr> <td></td><td>電気工事</td><td></td><td></td><td>建築物解体工事</td><td>3億円以上</td></tr> <tr> <td>給排水</td><td>機械設備工事</td><td>1億円以上</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						格付工種	発注工事種別	工事費	格付工種	発注工事種別	工事費	一般土木	一般土木工事	1.5億円以上	鋼構造物	鋼橋工事（上部工）	2億円以上		港湾・漁港・海岸工事		舗装	舗装工事	1.5億円以上		トンネル工事	4億円以上	電気通信	下水道電気通信工事	1億円以上		P C 橋工事（上部工）	3億円以上	造園	造園工事	1億円以上	法面	法面工事	1億円以上	さく井	さく井工事	1億円以上	建築一式	建築一式工事	3億円以上	水道施設	下水道機械工事	1億円以上	電気	トンネル・下水道電気工事	1億円以上	解体	土木工作物解体工事	4億円以上		電気工事			建築物解体工事	3億円以上	給排水	機械設備工事	1億円以上				<table border="1"> <thead> <tr> <th>格付工種</th><th>発注工事種別</th><th>工事費</th><th>格付工種</th><th>発注工事種別</th><th>工事費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般土木</td><td>一般土木工事</td><td>1.5億円以上</td><td>鋼構造物</td><td>鋼橋工事（上部工）</td><td>2億円以上</td></tr> <tr> <td></td><td>港湾・漁港・海岸工事</td><td></td><td>舗装</td><td>舗装工事</td><td>1.5億円以上</td></tr> <tr> <td></td><td>トンネル工事</td><td>4億円以上</td><td>電気通信</td><td>下水道電気通信工事</td><td>1億円以上</td></tr> <tr> <td></td><td>P C 橋工事（上部工）</td><td>3億円以上</td><td>造園</td><td>造園工事</td><td>1億円以上</td></tr> <tr> <td>法面</td><td>法面工事</td><td>4千万円以上</td><td>さく井</td><td>さく井工事</td><td>8千万円以上</td></tr> <tr> <td>建築一式</td><td>建築一式工事</td><td>3億円以上</td><td>水道施設</td><td>下水道機械工事</td><td>1億円以上</td></tr> <tr> <td>電気</td><td>トンネル・下水道電気工事</td><td>1億円以上</td><td>解体</td><td>土木工作物解体工事</td><td>4億円以上</td></tr> <tr> <td></td><td>電気工事</td><td></td><td></td><td>建築物解体工事</td><td>3億円以上</td></tr> <tr> <td>給排水</td><td>機械設備工事</td><td>1億円以上</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						格付工種	発注工事種別	工事費	格付工種	発注工事種別	工事費	一般土木	一般土木工事	1.5億円以上	鋼構造物	鋼橋工事（上部工）	2億円以上		港湾・漁港・海岸工事		舗装	舗装工事	1.5億円以上		トンネル工事	4億円以上	電気通信	下水道電気通信工事	1億円以上		P C 橋工事（上部工）	3億円以上	造園	造園工事	1億円以上	法面	法面工事	4千万円以上	さく井	さく井工事	8千万円以上	建築一式	建築一式工事	3億円以上	水道施設	下水道機械工事	1億円以上	電気	トンネル・下水道電気工事	1億円以上	解体	土木工作物解体工事	4億円以上		電気工事			建築物解体工事	3億円以上	給排水	機械設備工事	1億円以上			
格付工種	発注工事種別	工事費	格付工種	発注工事種別	工事費																																																																																																																														
一般土木	一般土木工事	1.5億円以上	鋼構造物	鋼橋工事（上部工）	2億円以上																																																																																																																														
	港湾・漁港・海岸工事		舗装	舗装工事	1.5億円以上																																																																																																																														
	トンネル工事	4億円以上	電気通信	下水道電気通信工事	1億円以上																																																																																																																														
	P C 橋工事（上部工）	3億円以上	造園	造園工事	1億円以上																																																																																																																														
法面	法面工事	1億円以上	さく井	さく井工事	1億円以上																																																																																																																														
建築一式	建築一式工事	3億円以上	水道施設	下水道機械工事	1億円以上																																																																																																																														
電気	トンネル・下水道電気工事	1億円以上	解体	土木工作物解体工事	4億円以上																																																																																																																														
	電気工事			建築物解体工事	3億円以上																																																																																																																														
給排水	機械設備工事	1億円以上																																																																																																																																	
格付工種	発注工事種別	工事費	格付工種	発注工事種別	工事費																																																																																																																														
一般土木	一般土木工事	1.5億円以上	鋼構造物	鋼橋工事（上部工）	2億円以上																																																																																																																														
	港湾・漁港・海岸工事		舗装	舗装工事	1.5億円以上																																																																																																																														
	トンネル工事	4億円以上	電気通信	下水道電気通信工事	1億円以上																																																																																																																														
	P C 橋工事（上部工）	3億円以上	造園	造園工事	1億円以上																																																																																																																														
法面	法面工事	4千万円以上	さく井	さく井工事	8千万円以上																																																																																																																														
建築一式	建築一式工事	3億円以上	水道施設	下水道機械工事	1億円以上																																																																																																																														
電気	トンネル・下水道電気工事	1億円以上	解体	土木工作物解体工事	4億円以上																																																																																																																														
	電気工事			建築物解体工事	3億円以上																																																																																																																														
給排水	機械設備工事	1億円以上																																																																																																																																	
注1) 県内業者で施工可能な工事については、秋田県建設工事入札制度実施要綱第14条第2項ただし書きの規定の適用があるものとして、県内・県内JVとすることとし、それ以外の工事についても、可能な限り県内に営業所を有する県外業者（準県内業者を含む）と県内業者とのJVとして発注する。						注1) 県内業者で施工可能な工事については、秋田県建設工事入札制度実施要綱第14条第2項ただし書きの規定の適用があるものとして、県内・県内JVとすることとし、それ以外の工事についても、可能な限り県内に営業所を有する県外業者（準県内業者を含む）と県内業者とのJVとして発注する。																																																																																																																													
注2) 異工種JV発注については、その工事内容等必要性を勘案して発注することとし、構成員には県内業者を活用する。						注2) 異工種JV発注については、その工事内容等必要性を勘案して発注することとし、構成員には県内業者を活用する。																																																																																																																													
注3) 令和3年4月1日以降に入札公告等を行う一般土木工事であって、入札が不調となる蓋然性が極めて高い場合におけるこの表の適用については、当分の間、同表の一般土木の項中「1.5億円」とあるのは、「3億円」とすることができる。						注3) 令和3年4月1日以降に入札公告等を行う一般土木工事であって、入札が不調となる蓋然性が極めて高い場合におけるこの表の適用については、当分の間、同表の一般土木の項中「1.5億円」とあるのは、「3億円」とすることができる。																																																																																																																													

附 則

- 1 この通知は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、令和8年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用することとし、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。

## 新旧対照表

新

別表

## 秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準について

(令和7年12月18日入札審査委員会承認、令和8年2月1日公告の工事から適用)

(2)構成員の入札参加要件(第7条第2項関係)

格付工種	等級格付	発注工事種別	区分	構成員数	発注例	各構成員の入札参加要件					
						代表者		構成員1		構成員2以下	
業者区分		施工実績等	総合評定値	業者区分		施工実績等	総合評定値	業者区分		施工実績等	総合評定値
一般土木	A級	一般土木工事	1.5億円~4億円	2	① 県内	—	930点以上	県内	—	—	
					② 県内	あり	1030点以上	県内	—	—	
		港湾工事 漁港工事 海岸工事	4億円~	3	③ 県外	あり	1250点以上	県内	—	—	
					① 県内	あり	1030点以上	県内	—	県内	—
					② 県内	あり	1030点以上	県内	あり	930点以上	県内
		一般土木工事	1.5億円~4億円	2	③ 県外	あり	1250点以上	県内	あり	1030点以上	県内
					① 県内	あり	—	県内	—	—	
				2	② 県外	—	—	—	—	—	
					① 県内	あり	—	県内	—	—	
		トンネル工事	4億円~	3	② 県外	あり	—	県内	—	—	
					① 県内	あり	—	県内	—	—	
				2	② 県外	あり	—	県内	—	—	
					① 県内	あり	—	県内	—	—	
法面	法面A級	法面工事	1億円~2億円	2	① 県外	あり	—	県内	—	—	
					② 県外	あり	—	県内	—	—	
建築一式	A級	建築一式工事	3億円~6億円	2	① 県内	あり	950点以上	県内	—	—	
					② 県外	あり	1250点以上	県内	—	—	
			6億円~10億円	3	① 県内	あり	950点以上	県内	—	—	
					② 県外	あり	1250点以上	県内	—	—	
					③ 県外	あり	1250点以上	県内	—	—	
◎電気	A級	電気工事	1億円~2億円	2	① 県内	あり	860点以上	県内	—	—	
					② 県外	あり	860点以上	県内	—	—	
			2億円~10億円	3	① 県内	あり	860点以上	県内	—	—	
					② 県外	あり	1150点以上	県内	—	—	
		トンネル電気工事	1億円~2億円	2	① 県内	あり	860点以上	県内	—	—	
					② 県外	あり	860点以上	県内	—	—	
		下水道電気工事	2億円~	3	① 県内	あり	860点以上	県内	—	—	
					② 県外	あり	1150点以上	県内	—	—	
◎給排水	A級	給排水機械設備工事	1億円~2億円	2	① 県内	あり	850点以上	県内	—	—	
					② 県外	あり	850点以上	県内	—	—	
			2億円~10億円	3	① 県内	あり	850点以上	県内	—	—	
					② 県外	あり	1150点以上	県内	—	—	
○鋼構造物	A級	鋼構造物	2億円~4億円	2	① 県内	あり	—	県内	あり	—	
					② 県外	あり	—	県内	あり	—	
			4億円~	3	① 県内	あり	—	県内	あり	—	
					② 県外	あり	—	県内	あり	—	
舗装	A級	舗装工事	1.5億円~4億円	2	① 県内	—	—	県内	—	—	
					② 県外	—	—	県内	—	—	
			4億円~	3	① 県内	—	—	県内	—	—	
					② 県外	—	—	県内	—	—	
電気通信	A級	下水道電気通信工事	1億円~	2	① 県内	あり	—	県内	—	—	
					② 県外	あり	—	県内	—	—	
造園	A級	造園工事	1億円~	2	① 県内	—	—	県内	—	—	
					② 県外	—	—	県内	—	—	
さく井	A級	さく井工事	1億円~	2	① 県外	あり	—	県内	—	—	
					② 県外	あり	—	県内	—	—	
○水道施設	A級	水道施設	1億円~	2	① 県内	あり	800点以上	県内	—	—	
					② 県外	あり	1150点以上	県内	—	—	
解体	A級	解体	土木工作物解体工事	4億円~	① 県内	あり	—	県内	—	—	
					② 県外	あり	—	県内	—	—	
			3億円~6億円	2	① 県内	あり	—	県内	—	—	
					② 県外	あり	—	県内	—	—	
			6億円~10億円	3	① 県内	あり	—	県内	—	—	
					② 県外	あり	—	県内	—	—	
					③ 県外	あり	—	県内	—	—	
			10億円~	3	① 県内	あり	—	県内	—	—	
					② 県外	あり	—	県内	—	—	

※概ね10億円以上(建築一式工事にあっては8億円以上、電気工事及び機械設備工事にあっては3億円以上)の工事については、工事の規模や内容に応じて構成員数を4社以上とすることも可能とする。  
※代表者の業者区分を県外とする工事のうち、高度又は特殊な技術力を要する工事であって、当該工事に占める代表者が有する特別な技術が求められる部分が相当程度大きいと認められるものであるときは、構成員数を2社とする也可能とする。  
※代表者及び構成員に求めた建設業許可要件については、原則、特定建設業許可を有する者とするが、代表者を除く構成員においては、工事の難易度を勘査したうえで、競争性の確保のために、一般建設業許可を有する者と要件を同じくできる。  
※代表者は県内企業とした共同企業体による施工が可能と見込まれる場合において、競争性確保のため、地域要件を県外に拡大した場合にあっては、あくまでも業者区分が「県内」における要件が適用されることに留意すること。  
※各構成員の入札参加要件のうち業者区分が「県外